

清朝皇帝康熙帝の訃報と東アジア世界

松浦 章

要旨：17世紀以降の東アジア世界は、中国には清朝が、朝鮮半島には朝鮮王朝、日本には徳川幕府が、琉球には中山王朝、そして南のベトナムには後期黎朝（1532～1789）と阮朝（1802～1945）があり、それぞれの国々は多少の政治的動揺があったもののほぼ平穩に併存していた。これらの国々は、日本を除き清朝中国の朝貢国としてその傘下にあった。朝貢体制の外にあった日本とは言え、同様に東アジアの大国である清朝中国の動勢には極めて高い関心を持っていた。

清朝中国の周縁諸国において最も関心の強かったのは清朝皇帝の動勢であった。とりわけ清朝皇帝の死去ともなれば大きな関心事であった。清朝中国の周縁諸国では中華皇帝の死亡は、東アジア世界の均衡に不安定要因をもたらすのではないかとの疑念があったとしても不思議ではなく、清朝皇帝の訃報に強い関心があったことは確かである。

東北地方から山海関を越えて関内以南の一部を支配した清朝順治帝に嗣いで僅か八歳で即位した康熙帝は、成長とともに順次政治勢力を拡大し、清朝による中国支配が200余年に及ぶ盤石の基礎を築いた。その康熙帝が即位六十一年目にして天寿を全うすると、康熙帝の死亡がどのように中国国内のみならず周縁諸国に伝えられたのかを、清朝皇帝の訃報の伝達形態を通じて、中国と周縁諸国との文化交渉の形態について考察してみたい。

キーワード：東アジア、清朝中国、朝鮮王朝、徳川日本、康熙帝、遺詔

1 緒言

17世紀からの200年間の東アジア世界には、中国には満洲族の王朝清朝が、朝鮮半島には李氏による朝鮮王朝、日本には徳川幕府が、琉球には中山王朝そしてはるか南のベトナムには後期黎朝（1532～1789）とそれに続く阮朝（1802～1945）があり、それぞれの国々は多少の政治的動揺があったもののほぼ平穩に併存していた。そしてこれらの国々は、日本を除き清朝中国の朝貢国としてその傘下にあった。朝貢体制の外にあった日本とは言え、同様に東アジアの大

国である清朝中国の動勢には極めて高い関心を持っていた¹。

清朝中国の周縁諸国において最も関心の強かったのは清朝皇帝の動勢であった。とりわけ清朝皇帝の死去ともなれば大きな関心事であった。清朝中国の周縁諸国では中華皇帝の死亡は、東アジア世界の均衡に不安定要因をもたらすのではないかとの疑念があったとしても不思議ではなく、清朝皇帝の訃報に強い関心があったことは確かである。

東北地方から山海関を越えて関内以南の一部を支配した清朝順治帝であったが、中国全土の支配の完成を見る前に死亡している。その順治帝に嗣いで僅か八歳で即位した康熙帝は、成長とともに漸次政治勢力を拡大し、清朝による中国支配が200余年に及ぶ盤石の基礎を築いたのである。その康熙帝が即位六十一年目にして天寿を全うするのである。この康熙帝の死亡がどのように中国国内のみならず周縁諸国に伝えられたかを見てみたい。

そこで本稿では、清朝による中国支配の完成をみた時期の皇帝の死亡がどのように伝えられたのかを、清朝皇帝の訃報の伝達形態を通じて、中国と周縁諸国との文化交渉の形態について考察してみたい。

2 清朝皇帝康熙帝の遺詔と雍正帝の登極詔

康熙帝の在位六十一年に及ぶ治世は東アジア世界の君主達に少なからざる影響を与えた。特に清朝と政治関係に無かった日本においても中国の動勢に強い関心を持っていた。特に明清交替期に関する情報を積極的に収集している²。また徳川幕府の将軍の中でも八代将軍徳川吉宗にとって康熙帝の存在は大きなものであったと思われる³。

その康熙帝が在位六十一年にして亡くなるのである。康熙帝の崩御直前の記録は、『聖祖實録』卷三百、康熙六十一年十一月甲午（十三日）の条に記されている。

丑刻、上疾大漸、命趣召皇四子胤禛於齋所、諭令速至、南郊祀典、著派公吳爾占恭代、寅刻、召皇三子誠親王允祉、皇七子淳郡王允祐、皇八子貝勒允禩、皇九子貝子允禩、皇十子敦郡王允禩、皇十二子貝子允禩、皇十三子胤祥、理藩院尚書隆科多、至御榻前、諭曰、皇四子胤禛人品貴重、深肖朕躬、必能克承大統、著繼朕登基、即皇帝位、皇四子胤禛聞召馳至、巳刻、趨進寢宮、上告以病勢日臻之故、是日、皇四子胤禛三次進見問安、戌刻、上崩於寢宮⁴。

¹ 松浦章『海外情報からみる東アジア—唐船風説書の世界』清文堂出版、2009年7月。

² 中国の明清交替期に関する情報は林鷲峯、林鳳岡父子によって『華夷変態』として編纂された。

³ 大庭脩『徳川吉宗と康熙帝—鎖国下での日中交流』大修館書店、1999年12月。

⁴ 『清實録』六、[聖祖仁皇帝實録（三）]、中華書局影印、1985年9月、901～902頁。

とあり、病床にあった康熙帝は康熙六十一年十一月十三日の丑刻とあるから午前二時頃に崩じたのであった。そして直ちに康熙帝の遺詔によって第四皇子の胤禛が即位することになる。そして、康熙帝の遺詔が明らかにされ、『聖祖実録』には同日の条に全文が記されている。

遺詔曰、從來帝王之治天下、未嘗不以敬天法祖為首務、敬天法祖之實、在柔遠能邇、休養蒼生、共四海之利為利、一天下之心為心、保邦於未危、致治於未亂、夙夜孜孜、寤寐不遑、為久遠之國計、庶乎近之、今朕年屆七旬、在位六十一年、實賴天地宗社之默祐、非朕涼德之所致也、歷觀史冊、自黃帝甲子、迄今四千三百五十餘年、共三百一帝、如朕在位之久者甚少、朕臨御至二十年時、不敢逆料至三十年、三十年時、不敢逆料至四十年、今已六十一年矣、尚書洪範所載、一曰壽、二曰富、三曰康寧、四曰攸好德、五曰考終命、五福以考終命列於第五者、誠以其難得故也、今朕年已登耆、富有四海、子孫百五十餘人、天下安樂、朕之福亦云厚矣、即或有不虞、心亦泰然、念自御極以來、雖不敢自謂能移風易俗、家給人足、上擬三代明聖之主、而欲致海宇昇平、人民樂業、孜孜汲汲、小心敬慎、夙夜不遑、未嘗少懈、數十年來、殫心竭力、有如一日、此豈僅勞苦二字所能該括耶、前代帝王、或享年不永、史論槩以為酒色所致、此皆書生好為譏評、雖純全盡美之君、亦必抉摘瑕疵、朕今為前代帝王剖白言之、蓋由天下事繁、不勝勞憊之所致也、諸葛亮云、鞠躬盡瘁、死而後已、為人臣者、惟諸葛亮能如此耳、若帝王仔肩甚重、無可旁諉、豈臣下所可比擬、臣下可仕則仕、可止則止、年老致政而歸、抱子弄孫、猶得優游自適、為君者勤劬一生、了無休息之日、如舜雖稱無為而治、然身歿於蒼梧、禹乘四載、胼手胝足、終於會稽、似此皆勤勞政事、巡行周歷、不遑寧處、豈可謂之崇尚無為、清靜自持乎、易遯卦六爻、未嘗言及人主之事、可見人主原無宴息之地、可以退藏、鞠躬盡瘁、誠謂此也、自古得天下之正、莫如我朝、太祖太宗初無取天下之心、嘗兵及京城、諸大臣咸云當取、太宗皇帝曰、明與我國、素非和好、今欲取之甚易、但念係中國之主、不忍取也、後流賊李自成攻破京城、崇禎自縊、臣民相率來迎、乃剪滅闖寇、入承大統、稽查典禮、安葬崇禎、昔漢高祖係泗上亭長、明太祖一皇覺寺僧、項羽起兵攻秦、而天下卒歸於漢、元末陳友諒等讜起、而天下卒歸於明、我朝承席先烈、應天順人、撫有區宇、以此見亂臣賊子、無非為真主驅除也、凡帝王自有天命、應享壽考者、不能使之不享壽考、應享太平者、不能使之不享太平、朕自幼讀書、於古今道理、粗能通曉、又年力盛時、能彎十五力弓、發十三把箭、用兵臨戎之事、皆所優為、然平生未嘗妄殺一人、平定三藩、掃清漠北、皆出一心運籌、戶部帑金、非用師賑飢、未敢妄費、謂此皆小民脂膏故也、所有巡狩行宮、不施采繪、每歲所費、不過一二萬金、較之河工歲費三百餘萬、尚不及百分之一、昔梁武帝亦創業英雄、後至耄年、為侯景所逼、遂有臺城之禍、隋

文帝亦開創之主、不能預知其子煬帝之惡、卒至不克令終、皆由辨之不早也、朕之子孫、百有餘人、朕年已七十、諸王大臣官員軍民、以及蒙古人等、無不愛惜朕年邁之人、今雖以壽終、朕亦愉悅、至太祖皇帝之子禮親王、饒餘王之子孫、見今俱各安全、朕身後、爾等若能協心保全、朕亦欣然安逝、雍親王皇四子胤禛人品貴重、深肖朕躬、必能克承大統、著繼朕登基、即皇帝位、即遵典制、持服二十七日釋服、布告天下、咸使聞知⁵。

とあり、康熙六十一年十一月甲午（十三日）に亡くなった康熙帝の遺言には「平定三藩、掃清漠北」などと、三藩の乱を平定し、さらに漠北に覇権を握っていたガルダンなどのジュンガル勢力を駆逐したことなどの事績の一端が記されている。

それでは、この遺詔はどのように全国に布告されたのであろうか。『世宗實録』巻一、康熙六十一年十一月丁酉（十六日）の条に、

宣讀大行皇帝遺詔、頒行天下、…⁶

とあり、光緒『清會典事例』巻四五七、禮部一六八、喪禮、聖祖仁皇帝大喪儀一に、

[康熙六十一年十一月]十六日、頒遺詔、禮部遵例奏進儀節、諭王大臣禮部遺詔自宮奉出、…由中道出大清門、至禮部、謄黃刊刻、遣官頒行天下。⁷

とあるように、遺詔は禮部に運ばれ「謄黃刊刻」の形式で印刷され全国に頒布されたのである。

康熙帝の遺詔が中国全土には何時届いたのであろうか。北京から遠い距離にある廣州の場合について、署理廣東提督廣州左翼副都統の馮毅の康熙六十一年十二月二十日付の奏摺によれば、

十二月十九日、驚聞大行皇帝賓天詔書、於十七日、到省之信、奴才昏迷失次、不知所爲、
…⁸

とある。廣州に遺詔が届いたのは康熙帝が崩じた十一月十三日（1722年12月20日）から35日後の十二月十七日（1723年1月23日）のことであった。

福建省都の福州については福建巡撫黃國材の康熙六十一年十二月二十一日付の奏摺には、

恭照大行皇帝至德深恩普被天下者六十餘年、今者遺詔到閩、宣讀之時、奴才見城中兵民人

⁵ 『清實録』六、[聖祖仁皇帝實録（三）]、中華書局影印、1985年9月、902～903頁。

⁶ 『清實録』七、[世宗憲皇帝實録（一）]、中華書局影印、1985年10月、34頁。

⁷ 『清會典事例』第6冊（全12冊）、中華書局影印、1991年4月、173頁。

⁸ 『宮中檔雍正朝奏摺』第一輯、国立故宫博物院、1977年11月、14頁。

等、無不哀聲動地、迨聞皇上繼登寶位、衆心始安心、...⁹

とある。康熙帝の遺詔は39日後の十二月二十一日（1月27日）以前に届き、福州省城において兵民に対して宣布された。人々は驚き落胆した。しかし雍正帝の即位のことを聞き安堵したとある。

西南部の雲南省都昆明は雲南巡撫の楊名時の康熙六十一年十二月二十五日付の奏摺には、

臣於朧月中旬、接奉大行皇帝遺詔、悲傷至極、至於迷惘、官士軍民、號慟累日、良由六十餘年、深仁澤渝肌浹隨之所致也¹⁰。

とある。また署理雲貴總督事務の高其倬の同日の奏摺にも、

康熙六十一年十二月十四日、大行皇帝遺詔到滇、奴才率同文武各官、匍匐跪迎呼搶哀號五中、慘裂通省、紳士軍民無不涕泣悲慟累日不止、實大行皇帝憂動聖治教育生民六十餘年有一日至德深仁渝、肌浹髓之所致也¹¹。

とある。雲南の省都、現在の昆明市にも32日後の十二月十四日（1月20日）には康熙帝の遺詔が届いていたことがわかる。

このことから、遺詔が發布されてほぼ一月余りで、ほぼ中国全土に知られることになったと思われる。

その康熙帝に嗣いで皇帝に即位した雍正帝の即位の詔は、『世宗實錄』卷一、康熙六十一年十一月辛丑（二十日）に見える。

上即皇帝位、是日黎明、鹵簿全設、各官齊集於朝、上素服、詣梓宮前、跪、上香、告受命於大行皇帝、行三跪九叩頭禮、聖容哀感、受命畢、至東偏殿、易禮服、詣永和宮皇太后前、行禮畢、御太和殿、升寶座、鳴鐘鼓、中和樂、設而不作、王以下、文武各官、行朝賀禮、免宣慶賀表、頒詔大報¹²。

詔曰、惟我國家受天綏佑、太祖、太宗、肇造區夏、世祖章皇帝、統一疆隅、我皇考大行皇帝、臨御六十一年、德茂功高、文經武緯、海宇寧謐、曆數悠長、不謂謝棄臣民、遽升龍馭、親授神器、屬於藐躬、朕皇考大行皇帝德妃之子、昔皇二子弱齡建立、深為聖慈鍾愛、寢處

⁹ 同書、15頁。

¹⁰ 同書、16頁。

¹¹ 同書、16～17頁。

¹² 『清實錄』七、[世宗憲皇帝實錄（一）]、中華書局影印、1985年10月、37頁。

時依、恩勤倍篤、不幸中年神志昏憤、病類風狂、皇考念宗社重任、付託為艱、不得已再行廢斥、待至十有餘年、沉疾如故、痊可無期、是以皇考升遐之日、詔朕繼承大統、朕之昆弟子姪甚多、惟思一體相關、敦睦罔替、共享昇平之福、永圖磐石之安、孔子曰、三年無改於父之道、我皇考臨御以來、良法美政、萬世昭垂、朕當永遵成憲、不敢稍有更張、何止三年無改、至於皇考知人善任、至明至當、內外諸大臣、朕方亟資翊贊、以期始終保全、務宜竭盡公忠、恪守廉節、俾朕得以加恩故舊、克成孝思、儻或不守官箴、自干國紀、既負皇考簡拔委用之恩、又負朕篤愛大臣之誼、部院屬吏、直省有司、亦宜實心任事、潔已奉公、不得推諉上官、自曠厥職、天下百姓、受皇考恩澤日久、蠲賑頻施、勸懲備至、間有愚氓、甘犯律令、皇考每遇讞決、必加詳審、爰書累牘、披閱靡遺、少有可生之路、立施法外之仁、凡我百姓、各宜孝親敬長、畏罪懷刑、以副朕仰法皇考如天好生之意、茲因諸王、貝勒、大臣、文武官員人等、僉謂天位不可久虛、宗社允宜蚤主、再三陳請、朕勉徇輿情、暫抑悲痛、於是月二十日、祇告天地宗廟社稷、即皇帝位、以明年為雍正元年、仰惟先志之宜承、深望皇圖之永固、適昭新化、期衍舊恩、於戲、追慕前徽、繼述無忘於夙夜、廣推聖澤、恩膏願被於寰區、凡爾親賢文武、其共矢 盡誠、各輸心膂、用紹無疆之業、永垂有道之庥、布告天下、咸使聞知¹³。

とあり、雍正帝即位の詔が見える。さらに続いて、即位による恩赦があったが、実録では

詔内恩款、凡三十條¹⁴。

とあるのみで、詳細は記されていない。

3 清朝朝貢国朝鮮・琉球・越南に伝わった康熙帝の訃報

1) 朝鮮国に伝えられた康熙帝の訃報

朝鮮王国は清朝中国の朝貢国として毎年のように使節を北京に派遣していたが、康熙六十一年（景宗二、1722）の冬至使として、正使全城君、副使李萬選を派遣する。その冬至使が北京に到着する以前の中国領内に至ったところで康熙帝の訃報に接することになった。

その事情は、『景宗実録』に見える。

『景宗実録』卷十、景宗二年(康熙六十一、1722)十二月乙卯(四日)の条によれば、

謝恩使全城君混等、入彼境馳啓曰、入送軍官於鳳凰城、探問勅奇、因甲軍馬姓人聞之、則

¹³ 『清實録』七、[世宗憲皇帝實録(一)]、中華書局影印、1985年10月、37～38頁。

¹⁴ 『清實録』七、[世宗憲皇帝實録(一)]、中華書局影印、1985年10月、38頁。

皇帝去月十三日崩逝、十五日第四子即位、十六日發喪。勅使當於三十日間、到鳳城云矣。我國每以胡皇死、必有變亂爲慮、及見此狀啓、崩逝日字、與灣尹所報相左、勅行又過期不來、人皆疑懼、都民有駭散之心、而西路尤甚云¹⁵。

とあり、朝鮮使節の謝恩使全城君が十二月初旬が清朝中国の領域に到達して間もなく、清の官吏から康熙帝が十一月十三日に崩御し、十五日には第四皇子が即位し、十六日に康熙帝の喪を發したとの報告を受け 取ったことを朝鮮政局に急遽報告してきた。

『同文彙考補編』卷四、使臣別單四に見える冬至使の正使全城君と副使李萬選の「別單」によれば、

上年十一月初七日、康熙皇帝始自南海子回駕暢春苑、初八日感冒風寒、而症非大段故七旬、慶詔以十一二兩日、連續發遣各省、而十三日早朝與內閣諸臣議國政畢氣忽昏迷不省大學士王揆跪問病仍請國事何如請至再三、皇帝睜目不言、是日酉時崩逝、二更量移駕還宮、…、康熙六十一年 月 日¹⁶

と、康熙帝の臨終直前の十一月初七日から崩御の十三日までの状況を朝鮮国王に報告している。

『景宗実録』卷十、景宗二年(康熙六十一、1722)十二月丁卯(十六日)の条には、

傳訃勅使額眞那、吳爾泰至京、上及王世弟具白袍、翼善冠、烏犀帶、迎勅於幕華館、先由敦義門還宮、勅使由崇禮門繼至。又祇迎於仁政殿庭、勅使升殿、置勅書於案上。上四拜焚香、由西階升殿、北向立、勅使稱有制、跪而受之、降復位。宣勅勅書、卽康熙皇帝遺詔也。有曰¹⁷。

とあり、清朝からの康熙帝の訃報を伝える勅使がソウルに到着したのは十二月十六日（1723年1月23日）である。傳訃使の額眞那と吳爾泰を宮廷に迎えて伝達された。その遺詔の全文が同日の条に記録されている。

從來帝王之治天下、未嘗不以敬天法祖爲首務。敬天法祖之實、在柔遠能邇、休養蒼生、共四海之利爲利、一天下之心爲心、保邦於未危、圖 [致] 治於未亂、夙夜孜孜、寤寐不遑、爲久遠之國計、庶乎近之。今朕年屆七十 [旬]、在位六十一年、實賴天地宗社之默祐、非朕涼德之所至 [致] 也。歷觀史冊、自黃帝甲子、迄今四千三百五十餘年、共三百一帝、如朕

¹⁵ 『李朝実録』第42冊、学習院東洋文化研究所、1965年5月、149頁。

¹⁶ 大韓民國文教部國史編纂委員會、編纂發行『同文彙考』二、1978年12月、1633頁。

¹⁷ 『李朝実録』第42冊、学習院東洋文化研究所、1965年5月、150頁。

在位之久者甚少。朕臨御至二十年時、不能〔敢〕逆料至三十年、三十年時、不能逆料至四十年、今至〔已〕六十一年矣。《尚書》《洪範》所載、一曰壽、二曰富、三曰康寧、四曰攸好德、五曰考終命。五福以考終命、列於第五者、誠以難得故也。今朕年已登耆〔耆〕、富有四海、子孫百五十餘人、天下安樂、朕之福亦云厚矣、卽或有不虞、心亦泰然。念自御極以來、雖不敢自謂移風易俗、家給人足、上擬三代明聖之主、而欲其〔致〕海宇昇平、人民樂業、孜孜汲汲、小心敬慎、夙夜不遑、未嘗少懈、數十年來、殫心竭力、有如一日、此豈僅勞苦二字所能該括耶?前代帝王、或享年不永、史論概以爲酒色所致、此皆書生、好爲譏評。雖純全盡美之君、亦必抉摘瑕疵。朕今爲前代帝王、剖白言之、蓋由天下事繁、不勝勞憊之所致也。諸葛亮云、鞠躬盡瘁、死而後已。爲人臣者、惟諸葛亮、能如此耳。若帝王仔肩甚重、無可旁諉、豈臣下所可比擬?臣下可仕則仕、可止則止、年老致政而歸、抱子弄孫、猶得優遊〔游〕自適、爲君者、勤劬一生、了無休息之日。如舜雖稱無爲而治、然身沒〔歿〕於蒼梧、禹乘四載、胼手胝足、終於會稽。似此皆勤勞政事、巡行周歷、不遑寧處、豈可謂之崇尚無爲、清靜自持乎。『易』「遯卦」六爻、未嘗言及人主之事、可見人主原無宴息之地、可以退藏、鞠躬盡瘁、誠爲此也。自古得天下之正、莫如我朝太祖、太宗。初無取天下之心、嘗兵及京城、諸大臣咸云、當取。太宗皇帝曰、明與我國、素非和好、今欲取之甚易、但念係中國之主、不忍取也。後流賊李自成攻破京城、崇禎自縊、臣民相率來迎、乃翦滅闖寇、入承大統、稽查典禮、安葬崇禎。昔漢高祖、泗上亭長、明太祖、一皇覺寺僧。項羽起兵攻秦、而天下猝〔卒〕歸於漢、元末陳友諒等蜂〔讖〕起、而天下猝〔卒〕歸於明。我朝承席前〔先〕烈、應天順人、繼有區宇、以此見亂臣賊子、無非爲眞主驅除也。凡帝王、自有天命、應享壽考〔考〕者、不能使之不享壽考〔耆〕、應享太平者、不能使之不享太平。朕自幼讀書、於古今道理、粗能通曉、又年力盛時、能彎五十石〔力〕弓、發十三把箭、用兵臨戎之事、皆所優爲。然平生未嘗妄殺一人。平定三藩、掃清漠北、皆出一心運籌。戶部帑金、非用師賑饑、未敢妄費、謂此皆小民脂膏故也。所有巡狩行宮、不施綵纈每處〔歲〕所費、不過一二萬金、較之河工歲費三百餘萬、尚不及百分之一。昔梁武帝亦創業英雄、後及老年、爲侯景所逼、遂有臺城之禍、隋文帝亦開創之主、不能預知其子煬帝之惡、卒致〔至〕不克令終、皆由卞〔辦〕之不早也。朕之子孫百有餘人、朕年已七十、諸王、大臣、官員、軍民、以及蒙古人等、莫〔無〕不愛惜。朕年邁之人、今雖以壽終、朕亦愉悅。至若太祖皇帝之子、禮親王、饒餘王之子孫、現〔見〕今俱各〔若〕安全、朕身後、爾等各能協心保全、朕亦欣然安逝。雍親王皇四子胤禛、人品貴重、深肖朕躬、必能克承大統、着〔著〕繼朕登基。卽皇帝位、則〔即〕遵典禮〔制〕持服、二十七日釋服、布告中外〔天下〕、咸使聞知¹⁸。

¹⁸ 『李朝實錄』第 42 冊、學習院東洋文化研究所、1965 年 5 月、150~151 頁。

とある。以上が、朝鮮『景宗實録』に掲載された康熙帝の遺詔の全文である。先に掲げた『清實録』の原文と異動のある文字に関して [] を使用して示した。[] 内が『清實録』の原文である。

この訃報が勅使によって読み終えられたあとの状況が次のように記されている。

讀訖、上哭四拜、世弟及百官皆拜。上由西階上殿、東向立、勅由東階升、西向立、勅請除拜行揖、揖罷、就位坐、慰喪勞行、勅使多致感謝之意。請設茶、勅使以喪辭。再勸而止、不復強之。勅使降自東階、往館所、上降自西階、沒階而送之¹⁹。

とある。このように清朝皇帝の訃報の伝達式が執り行われたのである。これも冊封体制のもとにある朝鮮王朝であるが故である。

2) 琉球国に伝えられた康熙帝の訃報

琉球の『中山世譜』巻九、尚敬王の康熙六十一年条には、

時會、聖祖崩、皇太子登極、改元雍正、特命福建守臣。諭祭貢使毛弘健、并官生蔡用佐等十人²⁰。

とある。遺詔に関しては記されていない。

しかし、直ちに琉球国は新皇帝即位の慶賀の使者を派遣している。その使者がもたらした琉球国王の上奏文は次の通りである。

琉球國中山王臣尚敬、誠惶誠恐、稽首頓首、上言、伏以龍歸天漢、九霄日月、歲光弓挂、橋山萬里、風雲變色、六十一載之憂、勤惕厲念、切民依千億萬年之寶籙皇圖、尚邀帝眷、普天泣血、率土攀髯、恭惟皇帝陛下、聰明天縱、仁孝性成、思創造之、維艱善述善繼、念守成之靡易、惟一惟精、聖祖仁皇帝、德施九有、化被八荒、海宴河清、永示規模之備、仁深澤厚、宏開疆土之雄、宜壽與天齊、而算同日、永詎蒼梧晏駕、哭二女於湘江、乃畢呈登霞、泣百男於岐水、臣敬世叻封典、念切悽謹遣陪臣翁國柱・曾曆等、齎捧、凡儀恭陳祭典、邀先皇在天之鑒納遠臣、一念之誠、伏願垂拱凝麻集一代之共球、祖述先志綿萬年之曆數、佑啓後人、持見川瀆効靈、豈以漢之人景江河呈瑞、不殊周之成康矣。臣敬無任瞻天仰聖、

¹⁹ 『李朝実録』第42冊、学習院東洋文化研究所、1965年5月、151頁。

²⁰ 『琉球史料叢書』第四、名取書店、1941年9月、134頁。

激切屏營之至、謹奉表恭進、以聞。雍正元年十月初九日奏、二年十月十六日、奉旨覽王奏知道了該部知道²¹。

とある。

『世宗実録』卷十七、雍正二年三月丁亥（十三日）の条に、

琉球國王尚敬、遣陪臣翁國柱等、表賀登極、附貢方物、并遵旨遣官生鄭秉哲、鄭繩、蔡宏訓三人、入監讀書²²。

とあり、雍正帝の即位を慶賀する琉球国の使者翁國柱が北京に到着している。

『世宗実録』卷十七、雍正二年三月癸巳（十九日）の条に、

琉球國王尚敬、遣陪臣翁國柱恭上聖祖仁皇帝香²³。

とあり、さらに康熙帝の崩御に対し葬礼を行った。

『世宗実録』卷二十六、雍正二年十一月己酉（九日）によれば、

諭怡親王允祥、外藩人等來朝、給以食物、及其歸國、頒以賞賜、俱有定制、但該管官員、未免忽略、遂使遠人不沾實惠、朝鮮國、守職恪順、百年有餘、今琉球來使、亦甚恭謹、伊等歸國時、一切應賞之物、擇其佳者給與、務使得沾實惠、嗣後除理藩院蒙古賓客外、朝鮮、鄂羅斯、暹羅、安南等國、遣使來朝、所給食物、歸時所頒賞賜、爾會同該部辦理、或有應行加賞之處、酌量定議奏聞²⁴。

とある。新皇帝雍正帝は朝貢国の來朝を前皇帝と同様に対処する旨が命じられている。

3) 安南国に伝えられた康熙帝の訃報

安南にどのように康熙帝の訃報が伝えられたかは明らかでないが、『世宗実録』卷二十、雍正二年五月辛亥（九日）の条に、

諭禮部、兵部、安南國王黎維禎、遣陪臣范謙益等、賀登大寶、貢獻方物、竝三年歲貢、從廣西桂林府水路進京、朕因嚮來驛遞供應、多有騷擾、曾諭定例供給之外、不許溢額應付、

²¹ 中国第一歴史檔案館編『清代琉球國王表奏文書選録』黄山書社、1997年10月、1～3頁。

『歴代實案』第二集十三文書に同文が見える。

²² 『清實録』七、[世宗憲皇帝實録（一）]、中華書局影印、1985年10月、289頁。

²³ 『清實録』七、[世宗憲皇帝實録（一）]、中華書局影印、1985年10月、291頁。

²⁴ 『清實録』七、[世宗憲皇帝實録（一）]、中華書局影印、1985年10月、400～401頁。

今安南慶賀大禮、遣使遠來、應加恩恤、其經過地方、供給食物、酌量增加、令其充足、以示朕嘉惠遠人至意²⁵。

とある。安南国王は雍正帝の即位を祝賀するために、定例の使節とは別に慶賀の使者を派遣したのであった。それに対して雍正帝は遠来の使者に対する恩典を行うようにとの指示をしたのである。

このことから判断するに、安南国にも康熙帝の崩御と雍正帝の即位の詔が伝えられたことは明らかであろう。

4 日本に舶載された康熙帝の遺詔と雍正帝の登極詔

清朝前期の大皇帝康熙帝の訃報が東アジア世界に伝えられたのは康熙帝が死去して、それほど長い時間が経過した時期ではなかった。日本に伝えられたものとして長崎と対馬の例がわかる。

1) 長崎に伝えられた康熙帝の遺詔と雍正帝の登極詔

『長崎實録大成』巻十一、「唐船入津並雜事之部」の享保七年（1722）の条に、

今年十一月十三日康熙帝崩御、當年六十九歳、在位六十一年、第四皇子雍親王胤禛當年四十三歳、讓位ノ遺詔有之、來卯正月改元有之由、入津ノ諸船風説アリ。²⁶

とある。十一月十三日に崩じた康熙帝の訃報と第四皇子が即位したこと、その遺詔及び翌年正月に改元のことを、同年中に長崎に伝えられたのである。

『信牌方記録』享保七壬寅年に、

康熙帝當十月中旬比より御惱之由ニテ、十一月十三日ニ崩御有之候、當年御年六拾九歳、在位六拾壹年ニテ御座候。第四之皇子雍親王胤禛當年四拾二三歳之由、此皇子帝位御繼可有之旨之遺詔、十二月初比寧波江到來仕候、勿論登極之詔ハ、追テ諸省江到來仕筈之由、貳拾九番李昌謀船入津之節申上候事²⁷。

とある。康熙帝崩御の報を日本に最初に伝えたのは長崎に来航した二十九番李昌謀船であった。康熙帝の遺詔は十二月初めには寧波にも伝えられたとある。

²⁵ 『清實録』七、[世宗憲皇帝實録（一）]、中華書局影印、1985年10月、321頁。

²⁶ 『長崎文献叢書第一集・第二卷長崎實録大成正編』長崎文献社、1973年12月、266頁。

²⁷ 大庭脩編『享保時代の日中関係資料——近世日中交渉史料集——』関西大学出版部、1986年3月、64頁。

享保七年（康熙六十一年、1722）十二月二十二日に長崎に入港した二十九番南京船は、船主が李昌謀であり、享保六年の十五番船船主としても来日していた。今回は寧波から40名乗り組み、十二月五日に出帆して、七日に普陀山に帰港し、八日に普陀山を出港し、二十二日に長崎に入港した。この李昌謀が康熙帝の訃報を長崎に初めて伝えたのであった。その「崎港商説」巻三、「唐人共申口」によれば、

然者康熙帝當十月中旬比より御惱之由承候處に、十一月十三日に崩ぜられ候、當年御年六拾九歳、在位六拾一年にて御座候。第四之皇子雍親王と申候は、當年四拾二三歳之由、此皇子帝位御繼可有之旨遺詔、私共出船之砌、寧波へ到來仕候、勿論登極之詔は、追て諸省へ到來仕筈之由に御座候、尤諸省共静謐に御座候。此外相替儀無御座候²⁸。

と報告している。また六日後に長崎に入港してきた三十番南京船も康熙帝の訃報を伝えた。同船は上海から38名乗船して十二月十七日に出帆し、二十八日に長崎に入港した。船主の黄哲卿は享保五の二十一番船主として来日している。その報告には、

然ば、康熙帝十一月十三日に崩御ぜられ、第四皇子に帝位御繼可有之旨之遺詔、當月九日に蘇州へ到来之由、於上海に承知仕候、勿論諸省共に静謐に御座候。此外異説御座候²⁹。

とある。十一月十三日（1722年12月20日）に死去した康熙帝の訃報が十二月九日（1723年1月15日）には蘇州に届いていたことになる。

この後に、長崎に入港する中国船の内、「唐人共申口」が遺されているのは享保八年五月二十七日に二番廣東船である。それまでに入港したのは次の中国船であった。

享保八年正月初八日	三十一番寧波船	沈玉田
正月十三日	三十二番廣南船	董宜叶
二月初四日	三十三番南京船	沈茗園
三月初二日	一番南京船	潘紹文
五月二十七日	二番廣東船	李亦賢 ³⁰

享保八年五月二十七日に入港した二番廣東船は、47名乗船し四月十八日に廣東から出帆し、五月十八日に普陀山に寄港し、二十日に普陀山を出港して二十七日に長崎に入港した。船主は

²⁸ 榎一雄編『華夷変態』下冊、東方書店、1981年11月、2955頁。

²⁹ 榎一雄編『華夷変態』下冊、2956頁。

³⁰ 大庭脩編著『唐船進港回棹録 島原本唐人風説書 割符留帳一近世日中交渉史料集一』関西大学東西学術研究所、1974年3月、77頁。

李亦賢であった³¹。

そして、由来は不明であるが「崎港商説」には康熙帝の「遺詔」と雍正帝即位の「登極詔」が収められている。

遺詔

奉天承運皇帝詔曰、從來帝王之治天下、未嘗不以敬天法祖為首務、敬天法祖之實、在柔遠能邇、休養蒼生、共四海之利為利、一天下之心為心、保邦於未危、致治於未亂、夙夜孜孜、寤寐不忘、為久遠之國計、庶乎近之、今朕年屆七旬、在位六十一年、實賴天地宗社之默祐、非朕涼德之所致也、歷觀史冊、自黃帝甲子、迄今四千三百五十餘年、共三百一帝、如朕在位之久者甚少、朕臨御至二十年時、不敢逆料至三十年、三十年時、不敢逆料至四十年、今已六十一年矣、尚書洪範所載、一曰壽、二曰富、三曰康寧、四曰攸好德、五曰考終命、五福以考終命、列於第五者、誠以其難得故也、今朕年已登耆、富有四海、子孫百五十餘人、天下安樂、朕之福亦云厚矣、即或有不虞、心亦泰然、念自御極以來、雖不敢自謂能移風易俗、家給人足、上擬三代明聖之主、而欲致海宇昇平、人民樂業、孜孜汲汲、小心謹慎、夙夜不遑、未嘗稍懈、數十年來、殫心竭力、有如一日、此豈僅勞苦二事所能該括耶、前代帝王、或享年不永、史論槩以為酒色所致、此皆書生好為譏評、雖純全盡美之君、亦必抉摘瑕疵、朕今為前代帝王剖白言之、蓋由天下事繁、不勝勞憊之所致也、諸葛亮云、鞠躬盡瘁、死而後已、為人臣者、惟諸葛亮能如此耳、若帝王仔肩甚重、無可旁諉、豈臣下所可比擬、臣下可仕則仕、可止則止、年老致政而歸、抱子弄孫、猶得優游自適、為君者、勤劬一生、了無休息之日、如舜雖稱無為而治、然身沒於蒼梧、禹乘四載、胼手胝足、終於會稽、似此皆勤勞政事、巡行周歷、不遑寧處、豈可謂之崇尚無為、清靜自持乎、易遯卦六爻、未嘗言及人主之事、可見人主原無宴息之地、可以退藏、鞠躬盡瘁、誠謂此也、自古得天下之正、莫如我朝、太祖太宗初無取天下之心、嘗兵及京城、諸大臣咸云當取、太宗皇帝曰、明與我國、素非和好、盍欲取之甚易、但念係中國之主、不忍取也、後流賊李自成、攻破京城、崇禎自縊、臣民相率來迎、乃剪滅闖寇、入承大統、稽查典禮、安葬崇禎、昔漢高祖、係泗上亭長、明太祖一皇覺寺僧、項羽起兵攻秦、而天下卒歸于漢、元末陳友諒等蜂起、而天下卒歸於明、我朝承席先烈、應天順人、撫有區宇、以此見亂臣賊子、無非為眞主驅除也、凡帝王自有天命、應享壽考者、不能使之不享壽考、應享太平者、不能使之不享太平、朕自幼讀書、於古今道理、粗能通曉、又年力盛時、能彎十五力弓、發十三把箭、用兵臨戎之事、皆所優為、然平生未嘗妄殺一人、平定三藩、掃清漠北、皆出一心運籌、戶部帑金、非用師賑飢、未敢妄費、謂此皆小民脂膏故也、所有巡狩行宮、不施采繪、每歲所費、不過一二萬金、

³¹ 榎一雄編『華夷変態』下冊、2966頁。

較之河工歲費三百餘萬、尚不及百分之一、昔梁武帝、亦創業英雄、後至耄年、為侯景所逼、遂有臺城之禍、隋文帝亦開創之主、不能預知其子煬帝之惡、卒至不克令終、皆由辨之不早也、朕之子孫、百有餘人、朕年已七十、諸王大臣官員軍民、以及蒙古人等、無不愛惜朕年邁之人、今雖以壽終、朕亦愉悅、至太祖皇帝之子禮親王、饒餘王之子孫、現今俱各安全、朕身後、爾等若能協心保全、朕亦忻然安逝、雍親王皇四子胤禛、人品貴重、深肖朕躬心、能克承大統者、繼朕登基、即皇帝位、即遵典制、持服二十七日釋服、布告天下、咸使聞知。

とある。先の『清實録』の遺詔と長崎に伝えられた「遺詔」とを比較すると、全一二〇〇余字の中で、二〇余字の相違があるが、『清實録』との文字の異動は下線で示した。他は全て同文であることが判る。もちろん冒頭の「奉天承運皇帝詔曰」は『清實録』には無いが、実録編纂からみても当然のことであるから、それを除いても、北京から江南などの地方に発布伝達された康熙帝の「遺詔」が、転写され若干の誤写があったとしてもほぼ全文が正確に伝達されたと言えるのである。

他方、雍正帝の「登極詔」については次のようにある。

登極詔

奉天承運皇帝詔曰、惟我國家、受天綏佑、太祖、太宗、肇造區夏、世祖章皇帝、統一疆隅、我皇考大行皇帝、臨御六十一年、德茂功高、文經武緯、海宇寧謐、曆數悠長、不謂謝棄臣民、遽升龍馭、親授神器、屬於藐躬、朕皇考大行皇帝德妃之子、昔皇二子弱齡建立、深為聖慈鍾愛、寢處時依、恩勤倍篤、不幸中年、神志昏憤、病類風狂、皇考念宗社重任、付託為艱、不得已、再行廢斥、待至十有餘年、沉疾如故、瘥可無期、是以皇考升遐之日、詔朕續承大統、朕之昆弟子姪甚多、惟思一體相關、敢睦罔替、共享昇平之樂、永圖磐石之安、孔子云、三年無改於父之道、我皇考御極以來、良法美政、萬世昭垂、朕當永遵成憲、不敢少有更張、何止三年無改、至於皇考、知人善任、至明至當、內外諸大臣、朕方亟資翊贊、以期始終保全、務宜竭盡公忠、恪守廉節、俾朕得以加恩故舊、克成孝思、儻或不守官箴、自干國紀、既負皇考簡拔委任之恩、又負朕篤愛大臣之誼、部院屬吏、直省有司、亦宜實心任事、潔已奉公、不得推諉上官、自曠厥職、天下百姓、受皇考恩澤日久、蠲賑頻施、勸懲備至、間有愚氓、王犯律令、皇考每遇讞決、必加詳審、爰書累牘、披閱靡遺、少有可生之路、立施法外之仁、凡我百姓、各宜孝親敬長、畏罪懷刑、以副朕仰法皇考如天好生之至意、茲因諸王臣、貝勒人等、大臣、文武官員人等、僉謂天位不可久虛、宗社允宜蚤主、再三陳請、朕勉徇輿情、暫抑悲痛、於是月二十日、昭告天地宗廟社稷、即皇帝位、以明年為雍正元年、仰惟先志之宜承、深望皇圖之永固、適昭新化、期衍舊恩、所有應行事、宜開列于

左、

- 一在京諸王以下、至九品官員以上、俱加恩賜、
- 一在外諸王以下、至公等以上、俱加恩賜、
- 一内外自公主以下、至格格等、俱加恩賜、
- 一内外滿漢官員、一品封贈三代、二品三品封贈二代、七品以上封贈一代、八九品止封身、
- 一除五旗包衣佐領下披甲人不賞外、八旗滿洲蒙古漢軍護軍披甲人炮手步軍、各賞一月錢糧、
- 一八旗出征兵、滿洲蒙古漢軍綠旗兵丁、効力行間、勞苦堪憫、所惜銀兩、盡行豁免、
- 一八旗官兵、舊日出征、少一功牌不能得官者、皆係兵戰有功之人、殊可矜憫、交與該部、有少一功牌不能得官者、著查奏、八旗官兵有類此者、亦著查奏、
- 一諸路出征取藏、有戰功者、着議叙、
- 一舊日効力兵丁、年老退甲、無錢糧、不能養贍、殊可矜憫、除子孫有錢糧不查外、子孫若無錢糧、作何養贍、給與錢糧之處、著查明具奏、
- 一官吏兵民人等、(以下略)³²

とあり、先に記した雍正帝の即位の「登極詔」が掲げられ、詔の最後の「於戲、追慕前徽、繼述無忘於夙夜、廣推聖澤、恩膏願被於寰區、凡爾親賢文武、其共矢盡誠、各輸心膂、用紹無疆之業、永垂有道之庥、布告天下、咸使聞知」が見られないものの、若干の文字の異動を除けばほぼ同文が見られる。『清實録』との文字の異動は下線で示した。さらに実録では省略された恩赦の各条の部分が、日本に伝えられた「登極詔」には「一在京諸王以下、至九品官員以上、俱加恩賜」のように 28 条にわたって付されている。

康熙帝の遺詔と雍正帝の登極詔を日本に伝えたのがどの船であったかであるが、先に触れたように、享保七年十二月二十八日に長崎に入港した三十番南京船から、享保八年五月二十七日に入港した二番廣東船までの「唐人共申口」は残されていない。この間の入港船は、享保八年正月初八日入港の三十一番寧波船、正月十三日の三十二番廣南船、二月初四日の三十三番南京船、三月初二日の一番南京船、そして、享保八年五月二十七日に入港する二番廣東船である。最も早いとすると享保八年正月初八日か、十三日か二月初四日か三月初二日であるが、特定は困難ではあるが日本には三月初旬までには伝えられていたと考えられる。

2) 対馬に伝えられた康熙帝の遺詔と雍正帝の登極詔

³² 榎一雄編『華夷変態』下冊、東方書店、1981年11月、2962～2964頁。

江戸時代において日本の朝鮮外交を掌握していたのは対馬の宗家である。その宗家の記録に、釜山にあった倭館において日々記録されたものに「毎日記」がある。享保八年癸卯年の「自正月至七月」までの記録冊に見える三月二十六日の条に、次のように記されている。

北京康熙帝崩御ニ付、新皇帝御即位之義承合セニ付差出候様ニ、兼而通譯より申渡候所、以口書付差出候ニ付、今度飛雲紋ニ國元江差越ス寫左ニ記之。

北京新皇帝姓韓胤禩

先皇帝第四子而以雍正承寶位

皇后所生

新皇帝年三十五

誕日十月三十日

先皇帝壬寅十一月十八日崩

新皇帝即位月日及母姓姑未詳知追後

探問送次 訓導 崔 正

癸卯三月日 別差 朴判官

先皇帝姓趙而新皇帝姓以韓者

聞 新皇帝即位後列書姓氏自擇韓字改之云。蓋北京往々有如此之風耳。

とある。これに対して、ソウルの韓国国史編纂委員会に残された宗家文書の編纂物である『分類紀事大綱』四、享保八癸卯年の条には、

北京康熙帝崩御之事

北京康熙帝崩御有之、何番目之王子太子ニ被立候哉、年號ハ何と相改候哉、承合申上候様ニ被仰下承知仕候、先比より早々承立、御案内可申上と奉存、通詞中江申渡、兩譯江申達置候得共、難相知、此間兩譯より書付差出候付、右書付今度差上申候、然者先帝者趙氏之由ニ御座候處、韓氏ニ相改候譯相尋候處、右氏之儀相極り不申、即位之節書付置、何レニ而茂被取當候を被相用候事之由申聞候、此段彌左様有之事ニ御座候哉、無覺束奉存候得共、申出候義故、右之趣申上候、其外御母書方姓名等之儀も相尋候得共、得と相知不申由ニ御座候、相知次第追々御案内可申上候宗、館守より申來ル。

右三月二十三日之來狀、兩譯より差し出す候書付無之。

此間都表訓導父方より書付差越候處外之義者相違無御座候得共御産母之違有之。

(朱書)

「此一枚館守方記録寫、佐々木恵基地所持ニ付、爲後考爰ニ書加置候事、寛政七乙卯三月十一日」

兩譯より差出候書付寫、

北京新皇帝、姓韓胤禩

先皇帝第四子、而以雍正承寶位、

皇后所生、

新皇帝年三十五

誕日十月三十日

先皇帝壬寅十一月十八日崩

新皇帝即位月日及母姓姑未詳知、追後

探問送次

癸卯三月日 訓導 崔 正

別差 朴判官

先皇帝姓趙、而新皇帝姓以韓者、聞

新皇帝即位後列書姓氏自擇韓字改

之云、蓋北京往々有如此之風耳。

此間都表訓導父方より書付差越候處、外之義者相違無御座候得共、御産母之違有之、新皇帝御年も相知來候由ニ而、又々書付差出候付、是又今度差上申候、訓導父義、唐判事ニ而兼而訓導方より申遣置候付、委承合書付指越候由ニ御座候旨、館主より申來ル。

右三月晦日之來狀、兩譯より差出候書付無之³³。

とある。

以上のように、清朝からの勅使がソウルに到着したのは十二月十六日(1723年1月23日)である。対馬宗家においても朝鮮国から康熙帝の崩御と雍正帝の即位の情報を三月二十六日(4月30日)には入手していたが、先に触れた朝鮮国が得た情報や、長崎に唐船によって伝えられたものに比較すれば極めて簡単なもので、若干の誤報も含まれていたのであった。

4 小結

清朝は順治帝の時代に中国支配の嚆矢を開くが、しかし南には明朝を復興する勢力、所謂南明勢力が残存していた。次の康熙帝はその勢力を掃討して中国支配を確立し、中国を中心とする東アジアの政治的安定期を迎えた。その康熙帝が康熙六十一年十一月十三日(1722年12月20日)に崩じたことは、東アジア世界にとっては大きな事件であった。その康熙帝の遺詔が中

³³ 『分類紀事大綱 I 一対馬島宗家文書資料集 1ー』国史編纂委員会、2005年12月、205～207頁。

国国内には発布後に、「謄黄刊刻」によって伝えられ、江南の蘇州には十二月九日（1723年1月15日）に伝えられ、十二月の中下旬には福建や廣東、西南部の雲南などの周辺地域に一箇月余りで伝えられた。さらに遺詔は周縁諸国にも伝えられた。とりわけ中国にとって永きにわたる朝貢国であった朝鮮国には、清朝から傳訃使が派遣され十二月十六日（1月22日）には康熙帝の遺言が伝えられた。さらに琉球国や安南国にも伝えられた。

ところが、朝貢国では無かった日本にも遺詔と次代の皇帝となった雍正帝の即位の登極詔の原文が伝えられているのである。十二月二十二日（1月28日）に長崎に来航した寧波からの中国船によって、康熙帝の崩御が伝えられ、さらに遺詔の全文と康熙帝を次いだ雍正帝の登極詔も、享保八年、雍正元年三月初旬（三月二日、4月6日）までに長崎に来航した中国船によって伝えられたと考えられる。

東アジア世界において清朝皇帝康熙帝の崩御と言う重要情報の伝搬が、以上のような時間経過で行われていた事実を確認することが出来るのである。